

大久野地区第一沢砂防事業説明会における質問と回答（要旨）

日時： 令和5年6月30日（金） 19：00～20：30

場所： 日の出町大久野（やまびこホール）

●質問と回答（順不同）

【用地取得について】

Q 1 用地取得に当たっては都の一方的な都合でなく、地権者の事情を受け入れてもらいたい。

A 1 用地取得においては地権者の皆様個々の事情をお伺いしながら丁寧に進めていきます。

【事業について】

Q 2 今回説明された砂防指定区域は案であるとのことだが、用地測量を行った後に砂防指定区域が確定するのか。

A 2 用地測量にて土地の所有者様と砂防指定区域線について現場で立会いを行い、署名押印を頂きます。この資料を基に東京都から国に砂防指定の申請を行い、手続きを経て官報にて告示され、砂防指定区域が確定されます。

Q 3 工事自体は必要な工事だと思うが、工事の掘削により水みち（地表・地下水ともに）が変化し建物に影響があった場合どのように対応してくれるのか。

A 3 工事中は雨の降り方や水の流れに注視し、必要な対策を講じながら施工するため、水の流れは大きく変わらないと考えています。

もし工事により建物等に影響が出た場合、工事との因果関係も調査するため、何かありましたら西多摩建設事務所工事第二課まで連絡をいただきたいと思います。

Q 4 砂防えん堤とはどのくらい昔からあるものか。えん堤が破壊され被害が増大する恐れはないのか。

A 4 砂防法は明治時代に施行され、例えば奥多摩地区では東京都の前身となる東京府の

頃より砂防えん堤が作られています。

工事完了後も定期的に健全度調査を実施し、えん堤が壊れないよう適宜補修等の維持管理を行っていきます。

【その他】

Q 5 工事自体は予定通りやって構わないが、この周辺には黒瀬川帯という珍しい地層がある。工事中、地層を見せてもらう事ができるのか。その場合どこに連絡すればよいか。

A 5 西多摩建設事務所工事第二課までご連絡ください。